



都道府県における盛土の規制に関する現状と課題 ～法制化による全国一律の対応を～

令和3年10月29日

全国知事会 危機管理・防災特別委員会
委員長 神奈川県知事 黒岩 祐治

1 はじめに



静岡県提供

CC BY 4.0/ODbL のデュアルライセンス

2 知事会要望



7月20日、9月7日（棚橋内閣府防災担当大臣）



8月4日（渡辺国土交通副大臣）



8月4日（堀内環境副大臣）

2 知事会要望

令和3年9月7日 棚橋内閣府防災担当大臣へ要望

令和3年8月の大雨等により甚大な被害を受けた被災地の復旧を促進するための緊急要望（抜粋）

7 風水害対策等の強化

ア （前略）建設残土に関して、法制化による全国統一の基準・規制を早急に設けること。

また、今般の自治体による盛土の総点検の結果、崩落等の危険を有する盛土が確認された場合には、撤去や補強などの安全対策を積極的に推進すること。

3 神奈川県への規制の現状

- 昭和63年頃から、県内で建設発生土の不法投棄が多発
- 平成7年頃にかけて、400万 m^3 (東京ドーム約3杯分)を超える大規模な不法投棄が発生



3 神奈川県規制の現状

平成11年 『**神奈川県土砂の適正処理に関する条例**』 制定
(千葉県 (H10)、栃木県 (H11) に次いで、全国で3番目)

＜条例の特徴＞

2,000m²以上の土砂埋立 = 許可制

500m³以上の搬出 = 届出制

＜違反に対する罰則＞

最高で2年以下の懲役、または100万円以下の罰金
(条例で規定できる上限)

■ 条例制定後も残る課題

- 県外へ搬出する場合、適正に処理されたか確認できない
- 罰則の抑止力が弱い

4 盛土の規制に関する現状 (アンケート結果)

<盛土で苦慮している都道府県の状況>

(単位：都道府県数)



3大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏）を中心に、盛土に関する苦慮事例が多い

4 盛土の規制に関する現状 (アンケート結果)

<土砂条例等の制定状況>

(単位：都道府県数)



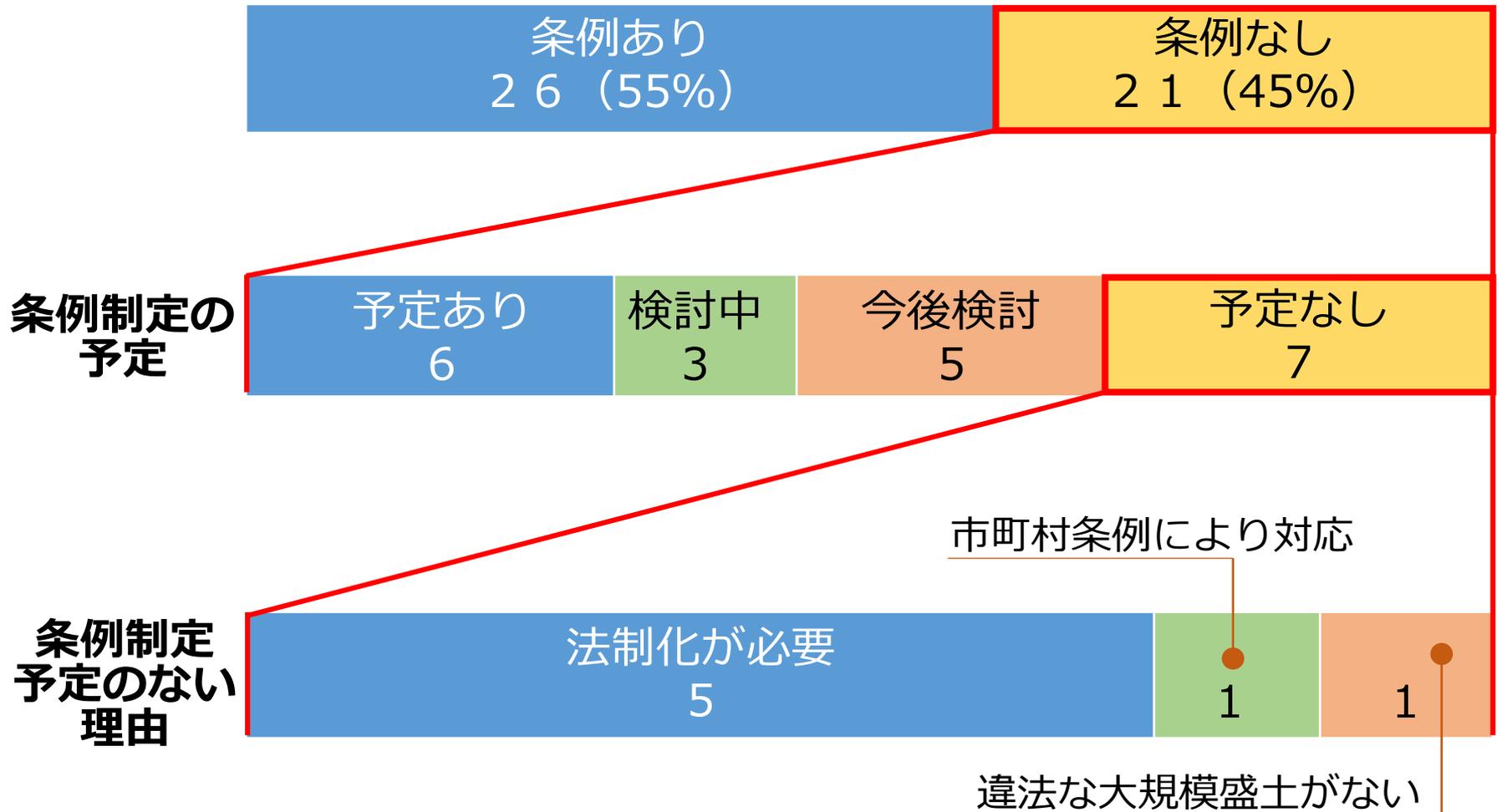
罰則の程度 懲役6月以下～2年以下、罰金20万円以下～100万円以下

4 盛土の規制に関する現状 (アンケート結果)



<土砂条例等の制定状況>

(単位：都道府県数)



4 盛土の規制に関する現状 (アンケート結果)

<盛土で苦慮している都道府県の状況>

(単位：都道府県数)

	苦慮事例の内容
条例制定済 26	21 ・ 是正指導に従わない ・ 条例以外に規制できる法律等がない ・ 罰則の抑止力不足 ・ 他自治体と規制の違いがある 等
条例未制定 21	7 ・ 農地法等、既存の法律に基づく是正指導に従わない ・ 区域や規模により規制対象とならない場合がある 等



多くの都道府県が盛土の対応に苦慮しており、
既存法令や条例による規制では限界がある

5 法制化の希望 (アンケート結果)

(単位：都道府県数)

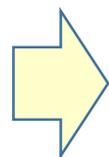
法制化を希望する
46

1

どちらともいえない

<法制化が必要な理由>

- ・ 広域的な規制が必要
- ・ 条例の罰則に限界あり
- ・ 全国統一の基準が必要
- ・ 他法令の規制では限界あり



ほぼ全ての都道府県が、盛土の規制に関する
法律が必要と考えている

6 法制化に求めること (アンケート結果)

責務	・ 行為者、運搬者、土地所有者、発生者、行政の責務の明確化
埋立の 規制	・ <u>許可制</u> とする ・ 定期的な <u>施工状況報告</u> ・ <u>周辺住民への説明会</u> の義務付け ・ 土砂搬入禁止区域の指定 ・ 土壌分析試験の義務付け ・ 災害危険性のある範囲への説明
搬出	・ 土砂搬出の届出
罰則	・ <u>より厳しい罰則</u> ※条例では地方自治法の定めにより、最高でも2年以下の懲役 または100万円以下の罰金 ⇒廃棄物処理法では、5年以下の懲役または 1,000万円以下の罰金、法人重科3億円以下

7 法制化に併せた効果的な方策 (アンケート結果)

(単位：都道府県数)



<その他の意見>

- 事業者に対する普及啓発
- トレーサビリティ
- 海洋埋立の検討

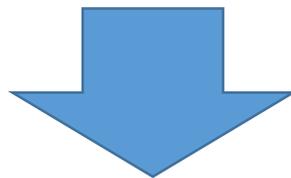
8 まとめ

- 地球温暖化など気候変動の影響により、災害は激甚化・頻発化している

【土砂災害発生件数】

直近10年間平均（1,495件）は前10年間平均（1,058件）の1.4倍

- ほぼ全ての都道府県が、法制化を求めている



一刻も早い法制化に向け、とりまとめをお願いする